

北区男女共同参画行動計画
第4次アゼリアプラン

事業実績報告書

【平成26年度】

平成27年11月

東京都北区子ども家庭部男女共同参画推進課

目次

第1章

1. 第4次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要.....	2
2. 計画の性格	3
3. 計画の進捗評価	3
4. 計画がめざす目標	3
5. 計画の体系	4
6. 平成26年度における重点取組	6
7. 評価の進め方.....	7

第2章

1. 進捗状況報告.....	12
2. 課題ごとの数値目標一覧.....	19
3. 事業実績一覧.....	20
4. 男女共同参画配慮度チェック.....	29

第3章

1. 平成26年度北区男女共参画推進に関する苦情の申出状況.....	38
------------------------------------	----

■参考資料

• 北区男女共同参画審議会による平成26年度アゼリアプラン進捗評価	40
• 目標別総合評価推移	42
• 平成27年度における重点取組	43
• 北区男女共同参画条例	44

第 1 章

1. 第4次北区男女共同参画行動計画の概要
2. 計画の性格
3. 計画の進捗評価
4. 計画がめざす目標
5. 計画の体系
6. 平成26年度における重点取組
7. 評価の進め方

1. 第4次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

北区では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定してきました。

そして、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けての基盤整備を行いました。また、平成21年度に第4次アゼリアプラン（平成22年度～平成26年度）を策定しました。

平成22年度分より、より実効性を高めるための計画の評価システムを導入し、現在、その推進に取り組んでいるところです。

（7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、平成22年度から平成26年度までに取り組む「北区男女共同参画行動計画」(第4次アゼリアプラン)です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけられます。

3. 計画の進捗評価

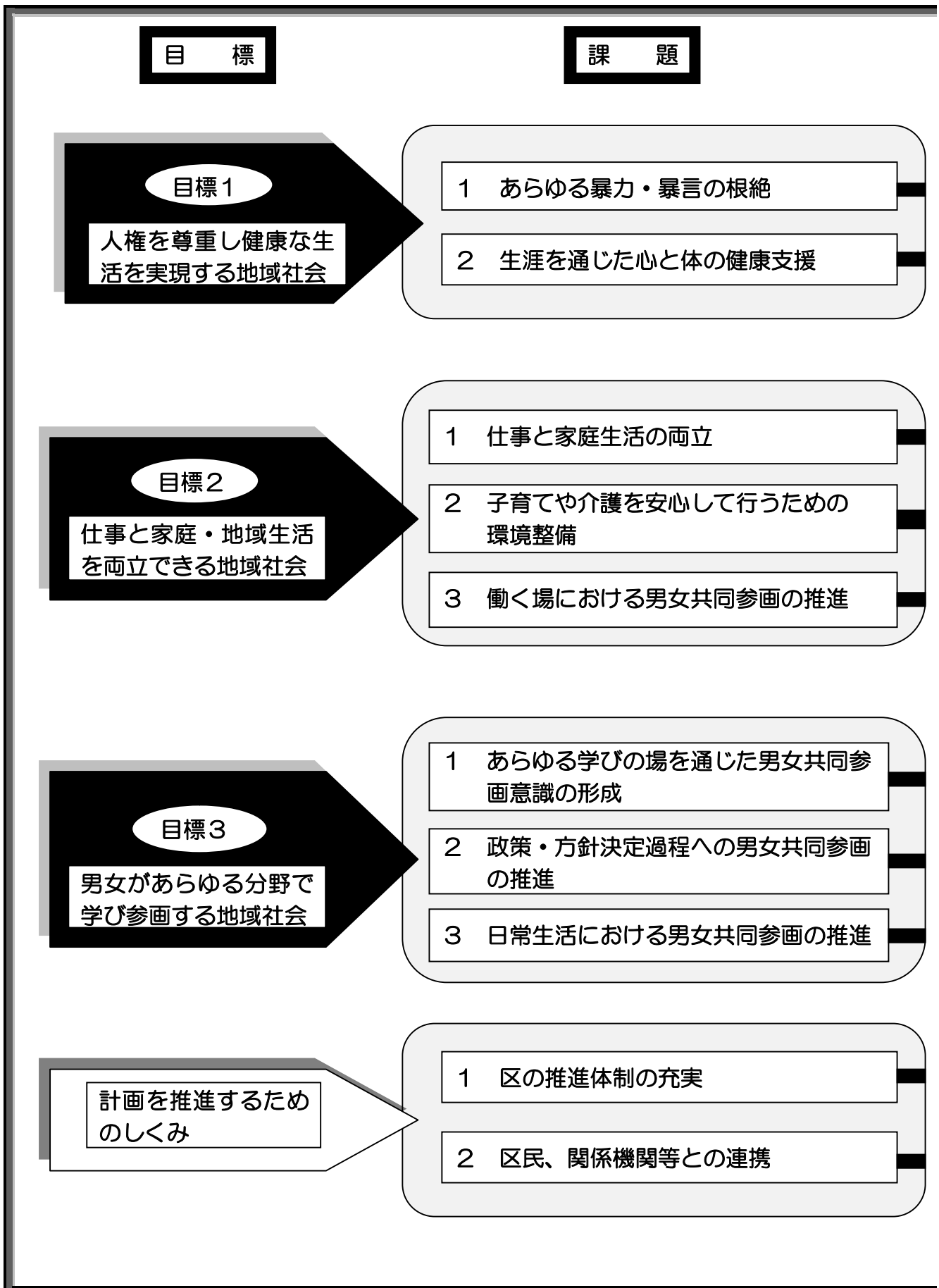
この計画は、毎年、男女共同参画推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

4. 計画がめざす目標

計画では、条例の基本理念に基づき、地域社会の姿の目標として3つの目標を掲げ、その実現をめざします。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会。
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会。
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
男女が自らの意志によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会。

5. 計画の体系



施策の方向

■DVの防止 ■相談体制の整備と自立支援 ■児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の防止 ■セクハラ・パワハラ防止 ■メディアによる人権侵害の防止

■妊娠・出産期における支援 ■健康づくりへの支援
■健康に安心して生活するための支援

■企業への働きかけと支援 ■男女がともに担う家庭生活
■いつでもどこでも情報を得られる環境

■子育て支援の充実 ■多様な保育サービスの提供
■介護をサポートするしくみづくり

■女性の就労支援 ■女性の起業支援 ■ポジティブアクションの推進

■育ちの場における男女共同参画意識の形成 ■家庭における男女共同参画意識の形成 ■地域における男女共同参画意識の形成

■政策・方針決定の場への参画促進
■管理・監督者への登用と職域の拡大

■身近な生活場面における男女共同参画 ■男女がともに自立し生活するための支援 ■多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

■職員の意識啓発 ■計画の進捗管理 ■拠点施設の機能強化

■区民・関係機関等との連携

6. 平成26年度における重点取組

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	あらゆる暴力・暴言の根絶	被害者・加害者を生まない意識づくり	パンフレットや情報誌、講座等を活用した啓発、若い世代に対するDV防止の意識啓発
2	生涯を通じた心と体の健康支援	性差を考慮した情報提供	女性特有の疾患に関する情報提供、健康支援事業

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報を、パンフレットや講座等を活用して提供
2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	介護のための離職防止・職場復帰のための支援	介護者の離職の防止及び職場復帰するための情報提供や支援
3	働く場における男女共同参画の推進	再就職のための支援	職業経験・年代別による講座開催

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	教職員等への研修の充実	各学校、幼稚園、保育園の教職員等が男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための研修の実施
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	活躍する女性の情報提供	さまざまな分野で活躍する女性について情報誌などで紹介
3	日常生活における男女共同参画の推進	男女の生活自立の促進	男女の生活自立のための必要な知識等修得のための講座開催

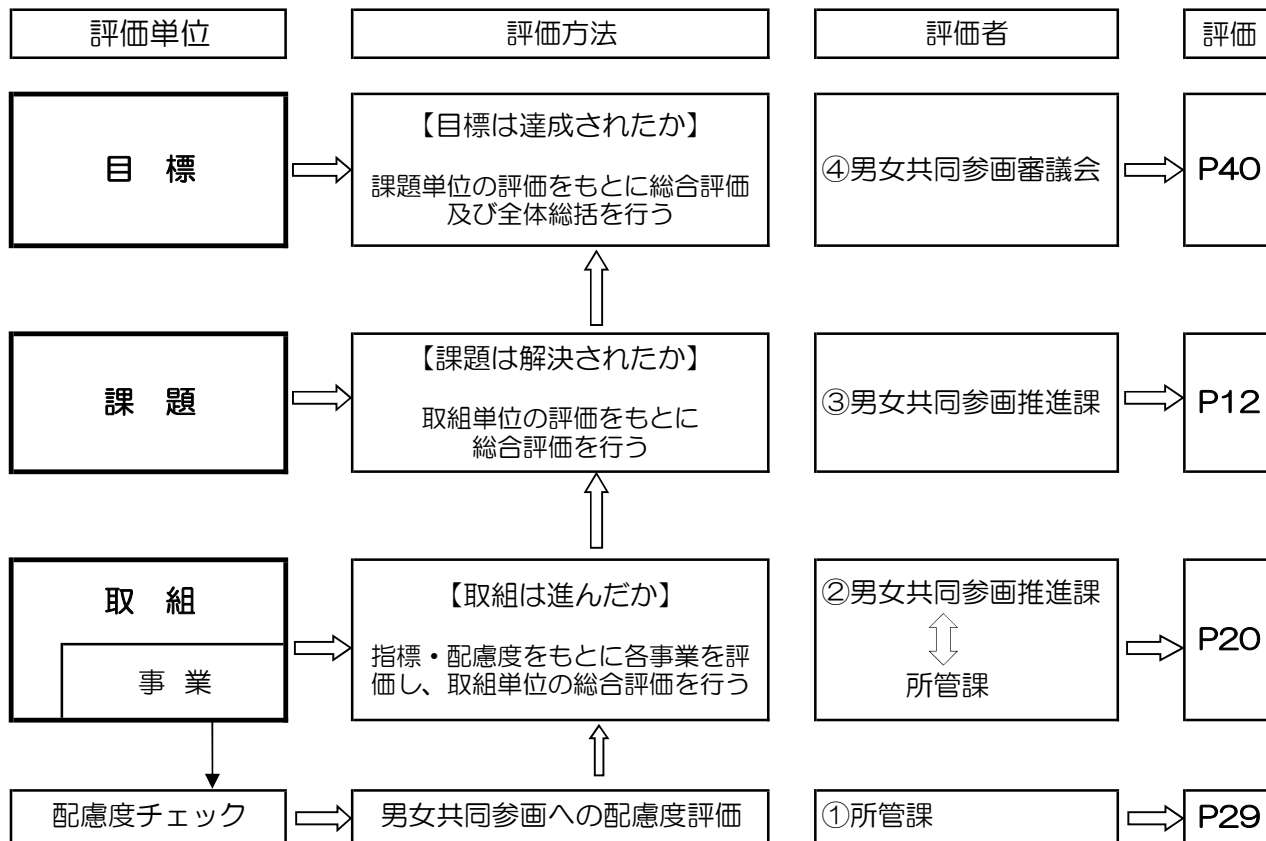
計画を推進するためのしくみ

課 題		取 組 み	内 容
1	区の推進体制の充実	職員研修の充実	男女共同参画に関する視点の育成・研修の実施
2	区民・関係機関等との連携	大学・関係機関・地域団体、NPOなどとの課題解決	各分野における関係機関や大学、地域団体等と連携し、男女共同参画に関する地域課題を解決

7. 評価の進め方

(1) 評価の流れ

評価は、取組・課題・目標の各段階において、所管課・男女共同参画推進課・男女共同参画審議会が実施しました。（下表のとおり）



- ① 所管課では、アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況を測るのに適した事業について、チェックリストを使用して、配慮度による評価を行いました。
- ② 男女共同参画推進課では、各取組について各課に調査票の作成を依頼し、男女共同参画の視点から評価を行います。評価結果は各課にフィードバックし、必要に応じヒアリング等を実施し、調整を行いました。
- ③ 男女共同参画推進課では、取組単位評価を総合して、各課題単位の評価を行い、男女共同参画審議会に報告しました。
- ④ 男女共同参画審議会は、課題単位の評価をもとに、目標単位での評価及び全体の進捗状況の総合評価を行い、結果を男女共同参画推進本部に報告します。

(2) 評価方法及び基準

区の実施した事業について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものです。評価は取組に対応する各事業ごとに行い、取組単位の評価を決定する上での判断基準とします。

- ①各課の事業についての評価は1表、男女共同参画推進課の事業についての評価は2表を使用
- ②各事業についての評価項目の状況をチェックし、その点数を集計し、評価段階を決定

評価方法 ①A～Cの配点＝ A（十分等）25点、B（要工夫等）13点、C（不十分等）0点

②各評価項目の配点の合計により、評価段階が決まります

（評価項目が4項目の場合） 81～100点＝A 51～80点＝B 0～50点＝C

（評価項目が3項目の場合） 61～75点＝A 38～60点＝B 0～37点＝C

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮	<input type="checkbox"/>	ある程度配慮	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
小計	点		点		点	
合計					点	



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている。
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる。
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

【2表：男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
区民ニーズの把握	事業に反映	<input type="checkbox"/>	ニーズ把握のみ	<input type="checkbox"/>	把握していない	<input type="checkbox"/>
小計	点		点		点	
合計					点	



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている。
B	実施されているが、更に充実が求められる。
C	実施されているが、十分でない。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

<取組単位の評価方法>

区の実施した取組について、男女共同参画の視点から進捗状況に対して評価を行うものです。各事業の評価を総合して、取組単位の評価を決定します。

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、更に充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能

<課題単位評価基準>

各課題単位に、取組単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものです。評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定します。ただし、取組の重要性等を加味して段階を変更することも可能とします。

【計算方法】 A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイントとし、次の計算式により算出する。
(各取組のポイント合計) ÷ (評価Aから評価Dまでの取組の数)

評点	評価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取り組みが不十分である	60ポイント未満

<目標の評価方法>

男女共同参画審議会が、課題単位の評価及び重点取組等の内容について精査等を行うと共に全体的な進捗状況を踏まえ、目標単位の総合評価を行います。

第 2 章

1. 進捗状況報告
2. 課題ごとの数値目標一覧
3. 事業実績一覧
4. 男女共同参画配慮度チェック

1. 進捗状況報告

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個人と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

【課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶】

●課題単位評価 B+：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」

- DV 被害者支援については、「ここと生き方・DV相談」を行うとともに、具体的な対策が必要な場合は、各関係機関と連携により対応した。特に、区関係課及び管内三警察署との情報交換を定期的に行うことで、より具体的、円滑な被害者支援につながった。
- DV防止の啓発活動の一環として、北区コミュニティバスに北区パープルリボンシンボルマークをラッピングして運行し、さらなる周知強化に努めた。また、シンボルマークを掲載したクリアファイル等の啓発グッズを講座等で配布し、相談窓口に関する情報提供を充実させた。
- 配偶者暴力防止計画については、平成27年度からの新プラン（第5次アゼリアプラン）の中に盛り込み、「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」を策定した。
- 障害者の虐待防止については、「障害者虐待防止に関する法律」の施行後、障害者虐待防止センターを中核として、区での取組も一層強化された。

●重点取組 No.1 被害者・加害者を生まない意識づくり

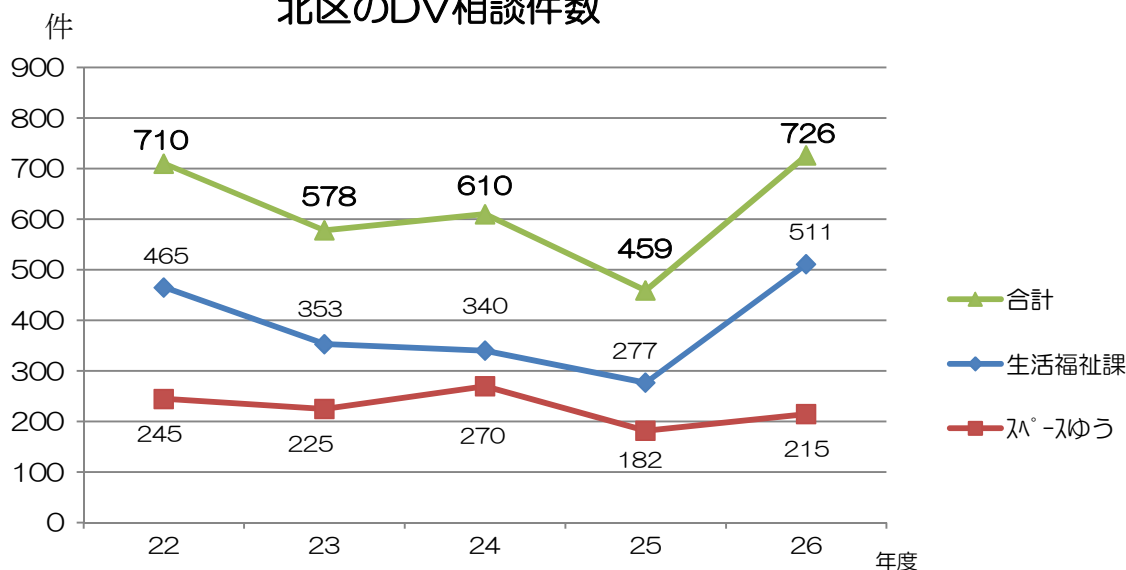
取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間に合わせて、講座の開催やギャラリー遊でのパネル展示、情報誌「ゆうレポート」で、デートDVに関する特集記事を掲載した。また、区内短期大学の学園祭で、DV防止に関するリーフレットを配布した。
- 若い世代への「デートDV」についての啓発は、25年度から引き続き26年度も中学生（3年生）を対象に講座を実施し、若年者層へのアプローチの拡充を図ることができた。

●今後の課題

- DV防止の啓発については、引き続き講座等による長期的・継続的な取り組みが必要である。また、若年者層の啓発については、中学生・高校生を対象に「出前講座」での啓発が成果をあげているが、今後学校側の協力を得ながら、さらに積極的に推進していく。
- 相談体制の充実を図るため、区関係部局との連携はもとより、管内警察署との連携も引き続き強化し、円滑な被害者支援を行っていく。
- メディアによる人権侵害の防止については、まずはメディアの持つ特性を理解し、対象世代等をふまえ、その対処方法や心構えについて啓発していく必要がある。

北区のDV相談件数



【課題2 生涯を通じた心と体の健康支援】

●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- ・生涯を通じた心と体の健康支援については、継続的に実施され、特に妊娠・出産期においては、健診や保健相談などその状態に応じたサービスの提供が行われ、合わせて、男性（パパ）への情報提供の機会も多く設定されている。
- ・北区保健所では、区内飲食店（登録店舗 111 店舗）の協力を得て、普及サポーターと共に「食」を通じた健康づくりを推進している。
- ・健康づくりへの支援については、子宮がん検診などの区民健診の受診勧奨を行った。

●重点取組 No.16 性差を考慮した情報提供

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・健康で安心して生活するための支援として、女性の健康相談や健康支援講演会などを開催し、体の不調などの対処法の情報を提供した。
- ・女性特有の疾病の予防については、女性のからだに関する悩み相談窓口のリーフレットを「スペースゆう」内に設置した。

●今後の課題

- ・性差を考慮した情報提供は、情報誌・講座等により、継続的に行う必要がある。

●平成 26 年度 国の動向●

- ・厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員等による暴力被害にあった女性からの相談体制の充実を図っている。
- ・内閣府では、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」等を活用し、官民の配偶者暴力被害者支援関係者を対象としたワークショップにおいて、自立支援に関する情報提供を行っている。
- ・文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を行っている。
- ・厚生労働省では、「健康日本21（第二次）」を平成25年4月から推進するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

【課題1 仕事と家庭生活の両立】

●課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発については、区内産業団体等の協力を得て、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の募集チラシを配布するとともに、情報誌「ゆうレポート」に記事を掲載してPRを行った。仕事と生活の両立推進企業として1社を認定。認定企業の取組状況等を区報やホームページで周知した。
- ・また、ワーク・ライフ・バランス講演会を開催し、「北区仕事と生活の両立推進企業」に認定された企業の代表者を招いて、パネルディスカッションを行った。
- ・男性の子育て家事参加支援については、「イクメン講演会」「イクメン講座」を実施しており、年々参加者が増加している。
- ・情報提供の場の設定は、施設のスペースの関係上新たに確保することが難しく、実施に至らなかった。

●重点取組 20 ワーク・ライフ・バランスの啓発

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発については、講演会を実施した。講師による働き方のアドバイスに加えて、認定企業の代表者が自社の取り組みを紹介するなど、企業間で情報交換を行った。
- ・ワーク・ライフ・バランスについて企業への働きかけを強化するため、産業団体ほか区内信用金庫と連携を図った。

●今後の課題

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進については、区の認定制度のみでなく、東京都のワーク・ライフ・バランス制度等の活用も含め、区内企業への情報提供並びにワーク・ライフ・バランスについての企業の理解及び取り組みの推進を促すため、効果的な啓発活動等を検討する必要がある。

【課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備】

●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- ・子育て家庭への支援については、子ども家庭在宅サービス事業、ファミリーサポート事業等の推進を図った。また、孫育てや地域の子育てに積極的に関わろうとする祖父母世代を対象とした「イクじい・イクばあ講座」を開催した。
- ・介護をサポートするしくみづくりにおいて、介護による離職防止講座を実施し、情報を提供した。

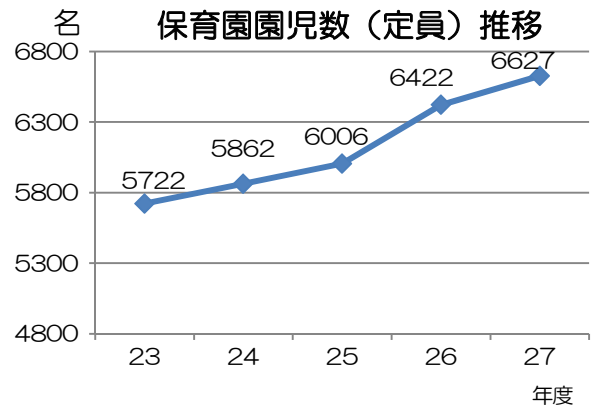
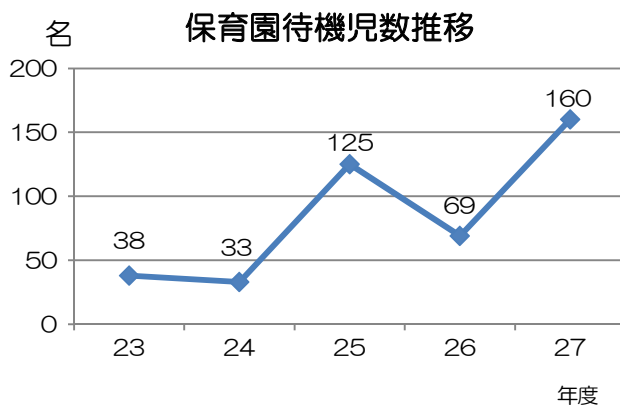
●重点取組 34 介護のための離職防止・職場復帰のための支援

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・介護による離職防止講座「実例に学ぶ、仕事と家庭の両立～今日から始める、明日に備える～」を実施。仕事を続けながら介護をする心構えとやりくりのコツを紹介した。

●今後の課題

「介護のための離職防止・職場復帰のための支援」について、より多くの区民への周知と具体的な情報提供の取組を継続していく必要がある。



保育課資料

【課題3 働く場における男女共同参画の推進】

●課題単位評価 B+：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」

- ・勤労者や企業に対する育児・介護休業制度の情報提供は、「ワーク・ライフ・バランス講演会」の参加者に、制度に関するパンフレットを配布した。
- ・女性の就労支援については、再就職支援の連続講座を実施し、起業家支援に関しては起業家支援セミナー及び起業家支援融資制度による支援を行った。
- ・企業の取り組みを促進する労働相談情報センターとの共催事業は隔年実施であるため、平成26年度は実施しなかった。

●重点取組 36 再就職のための支援

取組単位評価 C：「実施されているが、十分でない」

- ・女性の就労支援については、再就職支援を3日間の日程で、身だしなみや書類の書き方等、実践的な講座を実施した。さらに、講座終了後希望者には、ハローワーク王子で個別指導を行った。なお、産業振興課は就職支援事業の対象を主に「若者向け」としており、男女共同参画推進課は、再就職支援を主眼に事業に取り組んでいる。

●今後の課題

継続就労支援の、勤労者・企業に対する育児・介護休業制度等の効果的な情報提供について、その具体的な方策を区内産業団体等と協議・検討する必要がある。

●平成26年度 国の動向●

- ・平成26年4月に次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されるとともに、新たな認定（「プラチナくるみん」認定）制度が創設された。
- ・内閣府では、男性にとっての男女共同参画や男性の家事・育児等への参画に向けた理解を促進するため、平成26年6月、「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」を実施した。
- ・厚生労働省では、平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」を推進しており、26年度においては、保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援を実施した。
- ・平成26年度は、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせず、着実に前進させるための新たな枠組みとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が国会に提出されるなど、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた節目の年となった。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

【課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成】

●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- ・育ちの場における男女共同参画意識の形成は、教職員等の初任教諭研修や保育園主任への人権研修などを実施した。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・活用により、幼・小・中学校での相談体制の充実を図っている。
- ・家庭における男女共同参画意識の啓発は、「家族ふれあいの日」事業や「家庭教育学級」の開催、図書館での展示コーナーの設置により実施した。
- ・地域における活動に関しては、出前講座を活用して区内都立高等学校・区立中学校において啓発講座を実施した。

●重点取組 40 教職員等への研修の充実

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・小・中学校に勤務する初任者教諭を対象にした研修の中で、男女共同参画に基づいた人権研修を実施している。人権教育推進委員会による人権教育推進だよりの発行や、研修として講演会等も開かれている。
- ・区立保育園主任に対する男女共同参画の視点からの人権研修を、男女共同参画推進課と保育課が共同して実施した。

●今後の課題

- ・地域における男女共同参画意識の形成のため、今後さらに町会・自治会等との連携を深め、出前講座をより一層活用していく。

【課題2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進】

●課題単位評価 C：「課題解決に向けた取り組みが不十分である」

- ・災害時の女性被災者等の相談窓口の設置等について、現在「スペースゆう」のDV相談事業を委託している業者と協定を締結した。
- ・平成26年5月の災害対策基本法の改正を受けて、北区地域防災計画の修正を行った。要配慮者の定義づけの中で、女性の位置づけが明確となった。
- ・地域団体における女性リーダーの登用については、呼びかけや啓発・推進には至らず、今後、方法について検討する必要がある。

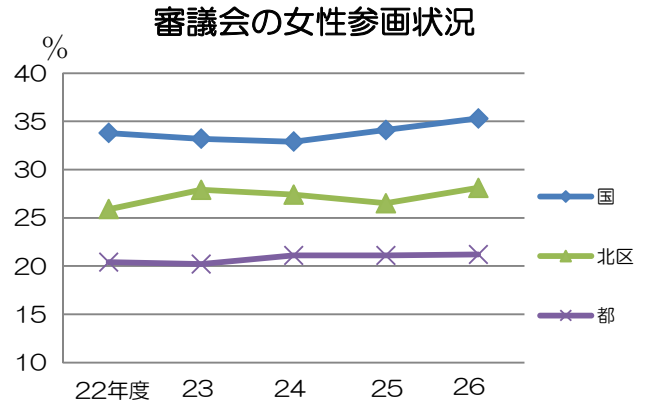
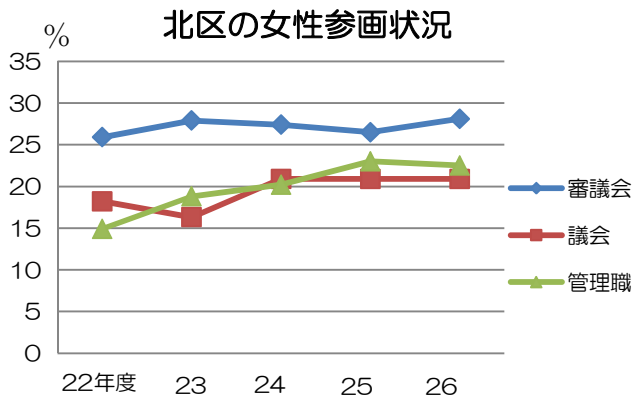
●重点取組 51 活躍する女性の情報提供

取組単位評価 B：「実施されているが、さらに充実が求められる」

- ・情報誌「ゆうレポート」で、男女共同参画の推進に貢献した北区に縁のある女性を特集記事で紹介した。

●今後の課題

- ・地域でのリーダーへの女性の登用を推進するため、地域団体等に対し出前講座を活用して、意識啓発を行っていく。



【課題3 日常生活における男女共同参画の推進】

●課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

- ・男女共同参画センターに登録している団体による交流会を開催。参加者同士で意見交換をしたり各団体の活動内容を発表したりして、交流の促進をはかった。
- ・地域活動への参加促進及び外国人を対象とした交流事業は未実施となったが、男女の生活自立促進のための講座は実施した。
- ・情報誌の発行に際し、読みやすく、わかりやすい内容になるよう、掲載内容や取り上げるテーマ・特集記事などに工夫を重ねている。

●重点取組 56 男女の生活自立の促進

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・男女の生活自立促進として、実家と自分の家を整理する「大人片付け講座」を実施した。また、女性のための法律講座「知っておきたい法律の知識」を開催し多数の参加者を得た。

●今後の課題

- ・日常生活において、区民が、男女共同参画をより身近なものに感じられるよう、情報提供の新たな方法を考えていく必要がある。
- ・地域活動への参加促進及び外国人を対象とした交流について、既存の事業を活用するなど、効果的な方法を検討していく必要がある。

●平成26年度 国の動向●

- ・文部科学省では、初任者研修や10年経験者研修等各都道府県が実施する研修において、人権教育や男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。
- ・内閣府では、家事・子育て等の経験を活かしてチャレンジしたいという希望を持つ女性に対して身近で挑戦しやすい支援策を情報発信する「女性のチャレンジ応援プラン」を平成27年1月に取りまとめて公表した。
- ・内閣府では、平成26年6月、地方公共団体に対して、女性地方公務員の採用・登用の促進等、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組の推進について要請を行った。

計画を推進するためのしくみ

【課題1 区の推進体制の充実】

- 課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」
 - ・職員の意識啓発では、職員のライフステージに応じた子育て支援策を推進するための「北区特定事業主行動計画」を新たに策定するため、職員の仕事と子育ての両立等に関する意識アンケート調査を実施した。
 - ・情報発信機能の強化としては、北区公式ツイッター・フェイスブック等を活用し、若年者層を取り込む工夫を行った。
 - ・男女共同参画週間事業や北区さんかく大学など主要事業をはじめ、各重点取組の事業に焦点を合わせた内容の講座を企画、開催し、多くの参加者を得た。
- 重点取組 61 職員研修の充実
 - 取組単位評価 C：「実施されているが、十分でない」
 - ・係長級職員を対象に「ハラスメント防止研修」を実施した。また、全職員を対象として、男女共同参画推進の理解を深めるため、「男女共同参画社会」について研修を行った。
- 今後の課題
 - ・アゼリアプランを効果的に推進するため、区民ニーズの把握に努めるとともに、講座内容の一層の充実及び区民参加の促進等を進め、拠点施設としての充実を図る必要がある。

【課題2 区民、関係機関等との連携】

- 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」
 - ・計画を推進するための区民、関係機関等との連携では、男女共同参画週間事業での地域スタッフとの協力・連携、また区民団体等との協働によるパートナーシップ事業等を進めることができた。
- 重点取組 70 大学・関係機関・地域団体、NPOなどとの課題解決
 - 取組単位評価 A：「適切に実施されている」
 - ・産業団体、労働相談情報センター・ハローワーク等の関係機関と連携して、幅広く、センター事業の情報を発信した。
 - ・東京家政大学との連携協定の一環として、「北区さんかく大学」の実施や同大学講師による男女共同参画センター業務への総合的なアドバイスにより、事業を効果的に実施している。
- 今後の課題
 - ・情報を発信するため、北区薬剤師会と協力して、情報誌「ゆうレポート」を薬局店舗に配布しているが、更に、協力店舗を増やすための工夫が必要である。

●平成26年度 国の動向●

- ・平成26年10月に開催した第44回男女共同参画会議では、同日付けで内閣総理大臣から新たな男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について諮問を受けたことを踏まえ、第4次男女共同参画基本計画の検討体制として、同会議の下に計画策定専門調査会を設置することを決定した。

2. 課題ごとの数値目標一覧

目標	課題	指標	現状値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計画期間中の目標値	
1	1	あらゆる暴力・暴言の根絶	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・公共機関に相談した人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 11.6%	—	—	—	11.3%	—	平成25年度 30%
	2	生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 男性80.1% 女性71.5%	—	—	—	平成25年度 男性 85.3% 女性 79.1%	—	平成25年度 男女とも 100%に近づける
2	1	仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業数	平成21年度 24社	30社	30社	21社	17社	12社	平成26年度 80社
	2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区保育計画）	平成21年 4月1日 5,128人	5,335人	5,722人	5,862人	6,006人	6,422人	平成26年 4月1日 5,793人
	3	働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート）	平成20年度 取り組んでいる 52.9%	—	—	—	平成25年度 69.4% （※）	—	平成26年度 60%
3	1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 49%	—	—	—	42.7%	—	平成25年度 60%
	2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成20年 4月1日 26.9%	25.9%	27.9%	27.4%	26.5%	28.1%	平成26年度 40%
	3	日常生活における男女共同参画の推進	男女共同参画条例、男女共同参画センターの認知度（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 条例18.6% センター 15.4%	—	—	—	平成25年度 条例 17.0% センター 20.4%	—	平成25年度 条例60% センター60%

※目標2-課題3「働く場における男女共同参画の推進」の指標【子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業】については、平成25年度の《北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート》の中に設問されなかったため、「男女共同参画に関する意識・意向調査」の数値を掲出した。

3. 事業実績一覧

【各欄の見方】

第4次アゼリアプラン目標

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

第4次アゼリアプラン課題

課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成26年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座		A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			2	パンフレット・情報誌作成(DV防止啓発)		A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			3	デートDV予防講座・講演会		D	—	男女共同参画推進課

第4次アゼリアプラン施策の方向・取り組み・個別事業

平成26年度事業実績

- ①各取組の中から1～2事業を選定している
- ・年度ごとの重点取組に該当する事業
 - ・プランの数値目標達成に直接的に影響する事業
 - ・継続性が見込まれる事業
- ②上記以外の事業は斜線(/)としている

平成26年度事業単位の男女共同参画配慮度

- ・十分に配慮した
- ・～配慮が不十分だった
- ・……………配慮度フィット未実施
- ・/……………配慮度フィット対象外

〈事業単位の評価方法〉

【各課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

【男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

▼目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

▽課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組No	取組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座	11月実施。 ①DV理解基礎講座 DV・モラルハラスメントを知る ～友人・隣人として私たちにできること～（参加者女性40名）を開催。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			2	パンフレット・情報誌作成（DV防止啓発）	北区パープルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを北とびあいの女性用トイレに設置した。 また、北区コミュニティバス2台に「北区パープルリボンシンボルマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			3	デートDV予防講座・講演会	3月に出前講座「デートDVについて」を赤羽岩淵中学校（3年生168名）、赤羽商業高等学校（2年生202名）にて開催。両校合わせて370名。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
	2	加害者対策の研究	4	東京都・NPO等との連携（DV加害者対策）	未実施	D	-	男女共同参画推進課	
相談体制の整備と自立支援	3	DVの相談の充実と自立支援	5	相談体制の充実と支援（母子・婦人相談の実施）	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数1,781名	A	十分に配慮した	生活福祉課	
			6	こころと生き方・DV相談（女性相談・男性相談）	女性の抱えている問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、女性相談員が問題解決に向けての支援等を行った。相談者数延べ569名（うち男性相談2名）。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			7	DV被害者同行支援	平成23年7月より、DV被害者の負担軽減と手続きの円滑を図るため、同行支援事業を開始した。必要に応じ（申請があれば）同行支援を行う。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			8	グループミーティング	毎月2回専門相談員同席のもとグループカウンセリングを行った。 参加者数延べ69名				男女共同参画推進課
	4	緊急一時保護	9	母子緊急一時保護事業	一時保護件数30件、緊急一時保護ホテル宿泊費助成0件	A	十分に配慮した	生活福祉課	
	5	関係機関の連携	10	配偶者からの暴力防止連絡協議会	4月に「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催。協議会委員15名。（要保護児童対策地域協議会と合同開催）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
		11	NPOとの連携（外国籍被害者対応）	未実施				男女共同参画推進課	
	6	配偶者暴力防止計画の策定	12	配偶者暴力防止計画の策定検討（配偶者暴力相談支援センター設置検討）	北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画を策定した。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の防止	7	早期発見と関係機関の連携強化	13	高齢者虐待防止推進事業	15地域包括支援センターに寄せられた虐待相談件数：2,054件				高齢福祉課
			14	児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会 4回開催 代表者会議構成員28名（男性21名・女性7名）、実務者会議構成員28名（男性15名・女性13名）	A	十分に配慮した	児童虐待対策担当課	
			15	障害者虐待防止対策の推進	自立支援協議会権利擁護部会4回開催、障害者虐待防止PTの開催7回 虐待相談件数40件（実件数31件） 障害者虐待対応ケース連絡会の開催12回	B	十分に配慮した	障害福祉課	
	8	虐待を生まない環境づくり	16	高齢者虐待防止センター心の相談室	高齢者本人及び家族等が抱える介護等に関する悩みに対し、臨床心理士による専門相談 相談者数116名（男性12名・女性104名）	A	十分に配慮した	高齢福祉課	
			17	子どもの発達相談（再掲）	29-75参照				子育て支援課
		18	子育て相談事業（再掲）	29-76参照				子育て支援課	
		19	職員に対する研修（児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待防止）	高齢者虐待防止に関する研修参加者106名（高齢福祉課） 児童虐待防止に関する研修参加者113名（男性17名・女性96名） 障害者虐待防止に関する研修参加者29名（障害福祉課）				高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 児童虐待対策担当課 保育課 男女共同参画推進課	
セクハラ・パワハラ	9	セクハラ・パワハラ	20	情報誌・パンフレット・講座による啓発（セクハラ・パワハラ防止）	東京都のパンフレット等をセンター内に常置して情報提供を行った	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			21	男女共同参画苦情解決委員会制度の周知	1回開催。委員会委員3名（男性1名・女性2名）				男女共同参画推進課
メディアによる人権侵害の防止	10	メディアの持つ特性の理解促進	22	講座・パンフレット・情報誌による啓発（メディアリテラシー）	パートナーシップ事業「メディアの中のセクシュアルマイノリティ」を開催。参加者49名	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			23	メディアリテラシーの育成	参加者22名（男性11名・女性11名）				教育指導課
			24	ICT活用研修	ICT教材作成・活用研修参加者89名				教育指導課
			25	ネット・ケータイ安全講座	未実施	D	-	子育て支援課	

▽課題2 生涯を通じた心と体の健康支援

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
妊娠・出産期における支援	11	妊産婦健診の充実	26	妊産婦健診事業	①妊婦健康診査受診者数 32,409名 ②産婦人科健康診査受診者数 716件 ③産婦健康診査受診者数 2,705件 ④妊婦産科健康診査受診者数 360名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
	12	情報提供と男性の理解促進	27	妊産婦保健相談事業（パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング）	①パパになるための半日コース・ママパパ学級参加者 2,019名 ②マタニティクッキング参加者 92名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
			28	子育て福袋の配布	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設の案内冊子等の入った「子育て福袋」を配付した（就学前の子がいる転入世帯にも配付した）配付数 4,012個			子育て支援課
	13	出産後のケア	29	妊産婦保健相談事業（妊産婦訪問指導）	保健師および助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。妊婦21名、産婦2,369名、赤ちゃん2,328名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
			30	子ども家庭在宅サービス事業（産前産後支援・育児支援ヘルパー）	産前産後又は育児中の体調不良などにより、家事又は育児が困難な家庭にヘルパーを派遣する。利用件数 563件			児童虐待対策担当課
健康づくりへの支援	14	区民健診の受診促進	31	特定健康診査・特定保健指導	医療保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施。受診者数29,383名（男性11,956名・女性17,427名）	A	十分に配慮した	国保年金課
			32	健康増進健診・社保等被保険者特定健診レベルアップ	健康増進健診受診者2,084名（男性993名・女性1,091名）、社保等被保険者特定健診レベルアップ受診者1,977名（男性365名・女性1,612名）			健康いきがい課
			33	乳がん検診	乳がん検診・女性支援のがん検診受診者6,230名（女性のみ）			健康いきがい課
			34	子宮がん検診	子宮がん検診・女性支援のがん検診受診者8,486名（女性のみ）	A	十分に配慮した	健康いきがい課
			35	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診受診者2,425名（女性のみ）			健康いきがい課
	15	健康増進のための支援	36	北区健康づくり応援回事業	①北区さくら体操指導員及び北区楽しい食の推進員の新規養成（北区さくら体操指導員8名・北区楽しい食の推進員5名） ②健康づくりグループ支援（健康づくりグループ公開講座実施グループに対し助成金91件）			健康いきがい課
			37	みんな元気！健やか長寿事業	①新型栄養失調予防事業の実施 延べ375名 ②ロコモ予防事業の実施 延べ72名 ③筋力アップ体操教室 延べ83,548人 ④血液さらさら健康体操教室 延べ391人 ⑤ウォーキング講座 延べ113人			健康いきがい課
			38	健康づくり推進店制度	区内の飲食店等の協力を得て、食を通じた健康づくりをボランティアの普及とポスターとともに推進している。登録店舗数111店舗（うち新規登録店11店舗）	A	十分に配慮した	保健予防課
			39	子宮頸がん予防接種	接種実績（1回目2人、2回目3人、3回目3人）はあるものの、国の関係審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的にみられ、副反応の発生頻度等がより明らかになったため、北区でも平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えている状況である。	-	-	健康いきがい課
健康に安心して生活するための支援	16	性差を考慮した情報提供	40	女性の健康支援事業	女性の健康相談348名、女性の健康支援講演会参加者95名、乳がん自己触診法講習受講者2425名、講演配布講習会2,900名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
			41	情報誌・講座による情報提供（女性のからだ・女性特有の疾病の予防・早期発見）	女性のからだに関する悩み等、相談窓口案内リーフレットを「スペースゆう」内に設置した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	17	からだと心の健康の保持	42	保健相談事業	①防煙教育、区内中学生対象講演866名、講演会参加者107名 ②栄養指導（栄養教室・講習会）参加者 840名			健康いきがい課
			43	精神保健相談の実施	一般区民や精神障害者とその家族を対象に、専門医や保健師が精神保健相談及び訪問保健指導を実施するとともに、精神障害に対する啓発講演会等を開催している。専門医相談 51回開催。相談延人数 91名、保健師による家庭訪問 延べ1,059名・所内相談 延べ6,457名、講演会 4回開催 268名参加	A	十分に配慮した	障害福祉課
			44	こころと生き方・DV相談（再掲）	3-6参照			男女共同参画推進課
	18	エイズや感染症などの情報提供	45	エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施	相談・検査実績として、電話相談417件、来所相談764件、HIV検査600件、梅毒207件、クラミジア207件であった。高校生の自主学習グループとして16回（310名参加）の勉強会を実施した。	A	十分に配慮した	保健予防課
			46	人権を尊重する性教育の実施	各小中学校の道徳及び保健体育の授業において、学習指導要領に沿った指導を学年ごとに行っている。			教育指導課
	19	医療体制の充実	47	国・東京都への要望（医療体制の充実）	周産期医療、小児医療、救急医療等の充実強化及び地域包括ケアシステムの整備に向けた区市町村への支援について特別区長会として要望している。			健康福祉課
48			国・東京都への要望（医療体制の充実）	国や東京都など関係機関へ、医療の地域的な偏在の解消を希望	A	-	男女共同参画推進課	

▼目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

▽課題1 仕事と家庭生活の両立

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
企業への働きかけと支援	20	ワーク・ライフ・バランスの啓発	49	情報誌を活用した情報提供	情報誌「新しい風」の発行、年4回各13,500部	A	十分に配慮した	産業振興課
			50	講座・パンフレット・情報誌による啓発（ワーク・ライフ・バランス）	男女共同参画推進課発行の「ゆうレポート」No.33で特集し、区内関係機関や駅の広報スタンドに設置した。産業振興課発行冊子の「新しい風」にも掲載し、より周知をはかった。更に、ワーク・ライフ・バランス講演会を開催。「北区仕事と生活の両立推進企業」に認定された企業の代表者を招き、パネルディスカッションを行った。参加者数32名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	21	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	51	中小企業金融対策事業（再掲）	事業No.52の認定を受けたことで利用できる「事業環境整備資金」利用実績なし	/	/	産業振興課
			52	仕事と生活の両立推進企業認定制度	仕事と生活の両立推進企業を1社認定。助成金支給1社。区が発行する関係情報誌で認定企業の取り組みや活動紹介を掲載したほか、認定企業の紹介パネルを掲示	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			53	仕事と生活の両立推進アドバイザー派遣制度	制度利用実績なし	/	/	男女共同参画推進課
	男女がともに担う家庭生活	22	男性の子育て・家事参加支援	54	男性対象の子育て・家事に関する講座	みんなで育児応援プロジェクトとして、イクメン講演会（1回）参加者57名、イクメン講座（連続講座）3日×3クール参加者延133名、まとめの会（1回）参加者87名	A	十分に配慮した
55				子育てへの父親参加促進	みんなで育児応援プロジェクトとして、イクメン講演会（1回）参加者57名、イクメン講座（連続講座）3日×3クール参加者延133名、まとめの会（1回）参加者87名 また、25年度より、親育ちサポート講座に父親向けの講座を実施している。参加者18名	/	/	子育て支援課
23		法制度の充実の要望	56	国・東京都・関係機関への要望（育児休業・介護休業等法制度充実）	国・東京都・関係機関への要望	A	-	男女共同参画推進課
いつでもどこでも情報を得られる環境	24	情報提供の場の設置	57	保育施設内に女性支援のための情報コーナーを設置	行政からの情報は適宜提供しているが、「女性支援のための情報」に限定したコーナー設置は未実施	/	/	保育課
			58	保育園・商店街等への情報コーナー設置の検討	未実施	D	-	男女共同参画推進課
	25	働く人への情報提供	59	〈仮称〉社会人手帳の作成	未実施	D	-	男女共同参画推進課

▽課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
子育て支援の充実	26	子育て家庭への支援	60	児童館事業の充実	児童館では、その地域の子ども達が共に利用し、様々な遊びを考えたり、また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブの集い（午前）を実施している。児童館25館、入館者数743,659名			子育て支援課
			61	子ども家庭在宅サービス事業（ショーステイ・トワイライトステイ）	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設で短期間児童を預かり、子育てを支援する。利用者数 40名（男性3名・女性37名）	A	十分に配慮した	児童虐待対策担当課
			62	こども手当の支給	0歳から中学校修了までの児童を養育している方に手当を支給。なお、平成24年3月31日をもって制度が終わり、4月1日からは児童手当となっている。			子育て支援課
			63	子ども医療費助成制度	0歳から中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）の保険診療にかかる医療費、薬剤負担金の自己負担分及び入院時食事療養費を助成。乳幼児医療受給者数16,965名、子ども医療受給者数18,219名。また、高校生等の保険診療にかかる入院医療費の自己負担分及び入院時食事療養費を助成。助成件数88件			子育て支援課
			64	イクじい・イクばあ講座	みんなで育児応援プロジェクトとして、イクじいイクばあ講座（連続講座）3日×2クール参加者延100名	A	十分に配慮した	子育て支援課
	27	地域で支えるしくみづくり	65	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー会員（保育のサポートをしてほしい）3,115名 サポート会員（育児のサポートをします）645名（男性会員25名・女性会員620名）	A	十分に配慮した	子育て支援課
	28	ひとり親家庭への支援	66	北区女性福祉資金	北区女性福祉資金貸付（新規）0件、（継続）0件			生活福祉課
			67	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭のレクリエーションと休養のために、日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成。利用者数834名			生活福祉課
			68	母子生活支援施設への入所	新規入所者数 4世帯8名（母4名、男子3名、女子1名）			生活福祉課
			69	東京都母子福祉資金貸付事業	東京都母子福祉資金貸付（新規）7件、（継続）13件 東京都父子福祉資金貸付（平成26年10月1日創設）（新規）0件			生活福祉課
			70	北区母子応急小口資金貸付事業	北区母子応急小口資金貸付 0件			生活福祉課
			71	母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金1件 高等職業訓練促進給付金11件			生活福祉課
			72	母子自立支援プログラム	母子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々にあわせた自立支援プログラムを策定することにより、母子・父子家庭の母及び父の就労を支援。利用者0名	A	十分に配慮した	生活福祉課
	73	ひとり親家庭家事援助派遣事業・医療費助成事業・児童育成手当・児童扶養手当の支給	①ひとり親家庭家事援助派遣世帯1世帯②ひとり親家庭等医療費助成受給世帯1,875世帯③児童育成手当：育成手当受給児童数3,633名、障害手当受給児童数200名④児童扶養手当受給者数2,032名（内父子世帯89名）			子育て支援課		
29	相談体制の充実	74	乳幼児保健相談	特別育児相談 6,887名、歯科保健指導 775名、栄養指導1,685名			健康いきがい課	
		75	子どもの発達相談	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始めが遅い、言葉が遅いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数1,344件、専門相談員11名（男性2名・女性9名）による相談409件			子育て支援課	
		76	子育て相談事業	区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数延べ3,734名			子育て支援課	
		77	教育相談事業	教育相談所において教育相談を実施。教育相談員7名、スクールカウンセラー1名の非常勤職員で対応。相談者数1,791名	A	十分に配慮した	教育指導課	
多様な保育サービスの提供	30	保育サービスの充実	78	待機児解消のための各保育サービスの充実	認可保育所：私立保育園2園の新設他、前年度比216名の受け入れ児童数増。	A	十分に配慮した	保育課
			79	延長、休日、夜間、一時保育等の推進	延長保育実施園46園、休日保育実施園6園、夜間保育実施園1園、一時保育実施園37園	A	十分に配慮した	保育課
	31	就労形態にあわせた保育サービス	80	病児・病後児保育	病後児保育実施223名。			保育課
			81	障害児保育の推進	障害児認定状況、区直営園140名・指定管理園49名・区内私立園51名、その他区内認可外保育施設からの要請により巡回指導を実施。			保育課
32	就学後の支援	82	留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）	保護者が就労等のため留守になる家庭の児童に遊び場と生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っている。（平成26年4月1日現在：59クラブ、定員2,480名、登録児童数2,188名）	A	十分に配慮した	子育て支援課	
介護をサポートするしくみづくり	33	地域で支えるしくみづくり	83	高齢者あんしんセンターの機能充実	地域の高齢者の生活を支える総合機関として、15か所の地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施			高齢福祉課
			84	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。声かけサービス登録者数443名			高齢福祉課
			85	高齢者生活援助サービス事業	社会福祉協議会の反愛ホームサービス利用に対し利用料や年会費の補助を行う。利用者数1,543人	A	十分に配慮した	高齢福祉課
	34	介護のための離職防止・職場復帰のための支援	86	介護者の離職防止・職場復帰するための支援・情報提供	介護による離職防止の講座「実例に学ぶ、仕事と介護の両立～今日から始める、明日に備える～」を開催。仕事を続けながら介護をする心構えとやりくりのコツを紹介。参加者18名。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課

▽課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
女性の就労支援	35	継続就労への支援	87	赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	ハローワークと共同し、就職相談および職業紹介を行う際、相談者の状況に応じ、積極的に育児・介護休業の情報の提供を行っている。			産業振興課
			88	勤労者・企業に対する育児・介護休業制度や関連する助成制度の情報提供	ワーク・ライフ・バランス講演会を開催。制度に関するパンフレットを配布し、情報提供に努めた。参加者数32名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	36	再就職のための支援	89	女性向け就職支援セミナーの開催	未実施（平成27年度から検討）	D	—	男女共同参画推進課（D） 産業振興課（D）
			90	再就職支援講座	女性のための再就職支援講座を3回連続で実施。参加者数延べ96名	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
女性の起業支援	37	起業のための知識、情報の提供	91	起業家支援事業	起業家支援セミナー 延べ受講者数159人	A	十分に配慮した	産業振興課
	38	融資斡旋など起業支援	92	中小企業融資対策事業	起業家支援融資実行17件	A	十分に配慮した	産業振興課
ポジティブアクションの推進	39	企業の取り組みを促進	93	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌による啓発（男女の不平等是正）	講座未実施（隔年実施のため）	—	—	男女共同参画推進課

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

▽課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
育ちの場における男女共同参画意識の形成の場	40	教職員等への研修の充実	94	学校・幼稚園・保育園の教職員等に対する人権研修	人権教育研修の実施。北区人権教育推進だよりの発行。人権推進委員会13名(男性7名・女性6名)(教育指導課) 人権研修の実施 参加者数 公立保育園主任35名(男女共同参画推進課・保育課)	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課(A) 教育指導課(A) 保育課(A)	
			95	学校におけるいじめ問題対策の体制整備	楽しい学校生活を送るためのアンケート「QU調査」の全校実施 いじめ問題対応連絡協議会の開催	A	十分に配慮した	教育指導課	
	41	子どもへの意識啓発	96	固定的役割分担にとらわれない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定的役割にとらわれないよう配慮している。	A	十分に配慮した	保育課	
			97	保育施設における男女混合名簿の活用	ほぼ全保育施設において実施済			保育課	
			98	男女平等観を育む学習内容の充実	各小中学校の道徳の授業において、学習指導要領に沿った指導を学年ごとに行っている。			教育指導課	
			99	北区教育広報誌「くおん」の発行(いじめ防止・豊かな心のはぐくみ)	年4回発行、各44,000部、全戸回覧(町会・自治会依頼)、幼稚園・保育園・小中学校の児童・生徒を通じて各家庭に配付	A	十分に配慮した	教育政策課	
				100	男女共同参画意識をはぐくむパンフレット(自分らしさを大切に)の配付	北区立小学校の新6年生全員に「男女共同参画意識をはぐくむパンフレット(自分らしさを大切に)」を配付した。(配付数約2,000冊)	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	42	固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育	101	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高等学校に派遣、講演会などを行い、職域拡大に向けた支援をおこなっている。講師はパイロット、新幹線運転士、研究者などの職業。 区立中学校7校、都立高校2校で実施。受講生徒数計1,962名。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
	43	相談体制の充実	102	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小・中学校へ児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置している。相談件数44,163件(小学校38,887件、中学校5,276件)	A	十分に配慮した	教育指導課	
			103	スクールソーシャルワーカー活用事業	児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを3名配置している。また、教育相談員や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携して相談等の対応を行う。相談件数 総数137件	A	十分に配慮した	教育指導課	
104			いじめ相談体制の充実	教育相談所内に、いじめ対応のスクールカウンセラー(臨床心理士)を1名配置。 区内小・中学校の児童・生徒に「北区いじめ相談ミニレター」を配布し、相談の受付、対応を実施。	A	十分に配慮した	教育指導課		
家庭における男女共同参画意識の形成	44	幅広い区民への男女共同参画の啓発	105	男女共同参画センターにおける男性向け講座、親子・家族向け講座	みんなで育児応援プロジェクトとして、イクメン講演会(1回)参加者57名、イクメン講座(連続講座)3日×3クール参加者延133名、まとめの会(1回)参加者87名			男女共同参画推進課	
			106	男女共同参画条例の周知	センター内においてパネル展示などで広くPRした。各講座参加者等へテーマ等に応じて、随時条例パンフレットを配付した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
	45	子どもの心を育む家庭教育の推進	107	家族ふれあいの日事業	19の各青少年地区委員会にて実施。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域で家族参加型の行事を実施。参加者11,104名			子育て支援課	
			108	講座・情報誌による啓発(親子で考える携帯電話・インターネット利用など)	未実施			男女共同参画推進課	
			109	家庭教育学級	乳児(2講座)、幼児(2講座)、小学生(2講座)、中学生、父親、土曜、日曜、祝日の各コース 参加者 延678名	A	十分に配慮した	生涯学習・スポーツ振興課	
46	家族で訪れる場での情報提供	110	図書館における特設コーナーの設置	中央図書館において、男女共同参画に即した図書資料の展示コーナーを年に2回(1か月間)行っている。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課(A) 中央図書館(A)		
地域における男女共同参画意識の形成	47	町会自治会など地域団体への啓発	111	出前講座での地域団体勉強会への意識啓発	区内の団体を対象に、希望を受け、男女共同参画に関するテーマに基づいた講座を出前形式で実施。26年度は、2団体からの申請により開催。 区立中学校1校(参加168名)、都立高校1校(参加202名) テーマ「デートDVについて」	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課(B) 地域振興課(B)	

▽課題2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
政策・方針決定の場への参画促進	48	審議会等への女性の参画推進	112	各課に対する審議会への女性委員登用の呼びかけ	各課への調査をする際、アゼリアプランの課題や取り組み例を示し、現在の参画状況を数値やグラフ等により具体的に示し審議会への女性委員の登用を呼びかけた。北区の審議会委員の女性比率 28.1%	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			113	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	各課への調査をする際、審議会等には可能な限り一般公募による委員を登用すること、併せて男女共同参画推進のため、積極的な女性委員の登用を図ることを通知している。公募委員のいる審議会比率14.5%			企画課
	49	町会自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画	114	出前講座・情報誌での地域団体への意識啓発（リーダーへの女性の登用）	未実施	D	-	男女共同参画推進課
	50	女性の視点を取り入れた計画の策定	115	地域防災計画の改定における男女共同参画の推進	平成26年5月の災害対策基本法の改正を受け、北区地域防災計画（震災対策編）の修正を行った。改正前は災害時要援護者と表記されていたが、要配慮者の定義づけの中で女性の位置づけが明確になり、北区地域防災計画（震災対策編）では、妊産婦救護の観点から災害時における出産直前のハイリスクを伴う妊婦について救護所の設置について関係機関とともに検討をした。	A	十分に配慮した	防災課
管理・監督者への登用と職域の拡大	51	活躍する女性の情報提供	116	情報誌・講座による意識啓発（活躍する女性の紹介等）	中学校や高校に、女性の進出の少ない職場で活躍している女性を講師として派遣したり、情報誌「ゆうレポート」において、各講座のレポートを掲載するなど情報を提供した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	52	女性の昇進試験受験促進	117	昇任試験勉強会	未実施	D	-	職員課
	53	固定的性別役割分担にとられない多様な職種への採用	118	男女差のない任用	区の保育士、技術職などについて、固定的性別役割分担にとられない採用をすすめる。26年度採用者113名（男性48名・女性65名）	A	十分に配慮した	職員課

▽課題3 日常生活における男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
身近な生活場における男女共同参画	54	男女共同参画を身近に感じる広報	119	情報誌の発行	情報誌「ゆうレポート」を年3回発行（6月・10月・2月・各5,500部）、区内各施設、各駅スタンド等各関係機関へ配布	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	55	男女共同参画に関するデータの収集	120	（仮称）男女共同参画データブックの作成	男女共同参画に関する北区のデータを収集・更新した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
男女がともに自立し生活するための支援	56	男女の生活自立の促進	121	男女の生活向上のための講座（料理・家事、消費生活、年金・保険等）	安心安全のための親の家の整理をテーマにした、実家と自分の家を整理する「大人片付け講座」を実施。参加者38名。 また、女性のための法律講座「知っておきたい法律の知識」を開催。女性が離婚を判断した場合の親権、慰謝料等に関することを具体的に説明した。参加者31名。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			122	男女の生活向上のための講座（料理・家事、消費生活、年金・保険等）	120期北区区民大学「めざせ！コミュニケーションカUP ～テレビ局スタッフと番組を作ってみよう～」 参加者44名（男性16名・女性28名） 122期北区区民大学「お墓や葬儀から人生と死について考える」 参加者59名（男性24名・女性35名）			生涯学習・スポーツ振興課
	57	男女の地域活動への参加促進	123	団塊世代対象講座	未実施	D	-	男女共同参画推進課
多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	58	団体・グループ活動の支援と交流促進	124	登録団体交流会	男女共同参画センターに登録している団体による交流会を開催。25団体35名参加。参加者同士の意見交換や各団体の活動内容のアピールタイムを設けるなど、団体相互に活動内容を知る機会となった。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	59	真なる国籍の区民の交流促進と情報提供	125	外国人対象の交流事業	未実施	D	-	男女共同参画推進課

計画を推進するためのしくみ

▽課題1 区の推進体制の充実

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
職員の意識啓発	60	職員の意識調査の実施	126	職員対象の意識調査	職員に対して、「北区特定事業主行動計画職員アンケート」を実施	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課(D) 職員課(A)
	61	職員研修の充実	127	職員研修	「ハラスメント防止研修」実施 (職員課) 係長級職員及び前年度未受講者 参加者323名(男性185名・女性138名) 「男女共同参画職員研修」実施 (男女共同参画推進課) 参加者14名(男性9名・女性5名)	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課(A) 職員課(A)
			128	公共印刷物における男女共同参画に関する視点の育成	未実施	D	-	男女共同参画推進課(D) 職員課(D)
計画の進捗管理	62	計画の評価システムの運用	129	(仮称)アゼリアプラン事業実績報告の作成	各事業の実績や、事業評価、担当職員による配慮度チェック等をふまえて、計画の進捗評価を確認し、事業実績報告書を作成した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	63	定期的な区民意識調査の実施	130	男女共同参画に関する意識・意向調査	調査未実施(平成25年度に実施済)	-	-	男女共同参画推進課
拠点施設の機能強化	64	幅広い区民参加の促進	131	男女共同参画センター各種講座	男女共同参画週間、北区さんかく大学(文学・芸術から見た女性の生き方)、啓発セミナーほか、さまざまな講座を実施した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			132	有償ボランティア・保育ボランティアの活用	有償ボランティア活用として、講座運営補助・環境整備(実人数12名、延べ17回)、スペースゆう6階案内受付(実人数34名) 保育ボランティアの活用として、相談・講座開催時の一時保育(実人数17名、延べ96回)			男女共同参画推進課
	65	情報発信機能の強化	133	男女共同参画センター情報コーナーの充実	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。 所蔵数計5,831点、貸出人数延べ452名・貸出資料合計665点	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			134	情報誌・ホームページの内容充実	情報誌「ゆうレポート」を年3回発行。講座・審議会の議事録等は、北区ホームページに掲載している。情報誌「ゆうレポート」の発行、年3回各5,500部			男女共同参画推進課
	66	区民ニーズの発見	135	講座受講者へのアンケート実施	男女共同参画センターで実施する講座については、すべて受講者へのアンケートを実施した。アンケート結果については、内容を精査・確認し、今後の講座等の企画に活用している。			男女共同参画推進課
			136	講座修了生の自主グループ活動支援	センターの事業をきっかけとして出会った方々が、学習を継続し自主的に活動している。	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課

▽課題2 区民、関係機関等との連携

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
区民、関係機関等との連携	67	区民との協働事業の推進	137	地域スタッフ・登録団体等との協働事業	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。 地域スタッフ9名(男性3名、女性6名) 北区男女共同参画週間事業の一環で、登録団体が日頃の活動内容等をポスター仕様で作成し、ギャラリー遊に掲示した。参加44団体	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			138	パートナーシップ事業	男女共同参画社会を推進するために、センター登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。平成26年度は5事業実施した。参加者205名			男女共同参画推進課
	68	情報発信など協力店舗の確保	139	情報提供のための協力店舗の確保	北区薬剤師会と協力し、薬局店舗に男女共同参画センター情報誌「ゆうレポート」を配布した。	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課(A) 産業振興課(D)
	69	地域の企業との意見交換会や共同事業の推進	140	企業との意見交換会、企業向け講座・セミナーの開催	ワーク・ライフ・バランス講演会を開催。「北区仕事と生活の両立推進企業」に認定された企業の代表者を招き、パネルディスカッションを行った。参加者32名	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	70	大学・関係機関・地域団体・NPOなどとの課題解決	141	大学・関係団体・地域団体・NPOとの連携	北区男女共同参画推進ネットワークとの共催で、「ねっとわーくまつり」を開催した。 また、東京家政大学との連携協定の一環として、「北区さんかく大学」実施コーディネート業務や男女共同参画センター業務への総合的なアドバイスを受けている。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課

4. 男女共同参画配慮度チェック

アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況をはかるのに適した事業について、チェックリストを使用して、それぞれに計画・立案、実施、結果の各段階で男女共同参画の配慮について、9項目の内容で調査しました。

各所管課が男女共同参画配慮調査票に基づきチェックを行った結果は次のとおりです。

(1) 項目別該当数

88事業、97配慮度チェックシート中、19の配慮度非該当（未実施事業等）を除いた、78の配慮度チェックシートについての集計です。

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	73	0	5
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	70	0	8
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	66	0	12
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	71	0	7
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	70	0	8
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	36	0	42
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	64	0	14
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	33	0	45
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	78	0	0

(2) 総合的な男女共同参画配慮度状況

配慮した項目の割合 配慮した数÷（9－非該当）	男女共同参画配慮度への評価	チェックシート数
2/3超	十分に配慮した	78
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当（※）	—	19
計		97

※非該当……未実施事業、配慮度チェックに適さないと思われるもの

●男女共同参画に配慮した具体的内容

- | |
|---|
| 1 事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。 |
|---|

【目標1】

(No.38/健康づくり推進店制度/保健予防課)

- ・健康づくり普及サポーターには、両性の視点が盛り込まれるようにしている。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査に関して、感染の早期発見のため匿名で受検でき、性別を問わない体制とした。

【目標2】

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・受講者から感想・意見等を聴取し、男性・女性ともに事業に参加しやすくなるよう、開催日時等その後の事業に反映するよう努めている。

(No.91/起業家支援事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーの終了時には、希望するセミナーの内容や形式等についてのアンケートを実施し、次回のセミナーに男女の意見が反映されるよう努めた。

【目標3】

(No.94/学校・幼稚園・保育園の教職員等に対する人権研修/保育課)

- ・保育園の職員は、さまざまな専門研修が充実しており、絶えず人権の尊重について指導されている。

(No.99/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・「くおん」の製作については、「くおん編集委員会」を設置している。編集委員会では、男女双方の意見を聞くことができるよう、編集委員のバランスに考慮した委員選出を行った。

(No.102/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・スクールカウンセラー研修会では、事例検討において特に男女両者の見方や意見を尊重している。

(No.103/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育指導課)

- ・児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置し対応しているが、男女共同参画の視点に配慮しながら相談業務を進めた。

(No.109/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・平日仕事などで参加しにくい父親・母親が参加できるよう土日・祝日にもコースを設定した。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.131/男女共同参画センター各種講座/男女共同参画推進課)

- ・講座終了後のアンケート結果を参考にし、講座内容の企画に反映させた。

(No.133/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・男女共同参画の視点から、女性・男性職員がともに、図書を選定を行っている。

2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

【目標1】

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査・相談に関して、性の多様性を認識して対応する必要があり、固定観念にとらわれないように傾聴、相談に応じている。高校生の自主学習グループの勉強会では、男性女性の違いを理解しつつ、外部講師も招きながら適切な情報を提供して、お互いを大事にする気持ちを促す内容とした。

【目標2】

(No.65/ファミリー・サポート・センター事業/子育て支援課)

- ・子育てを地域の中でサポートすることをテーマとして、性別役割分担意識にとらわれないよう十分配慮している。

(No.72/母子自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・申込者の希望や適性に基づいた就労支援を行っている。性別役割分担にこだわらず、求職の職種を広げるよう助言している。

(No.77/教育相談事業/教育指導課)

- ・子どもへの働きかけでのアドバイスの中で、父母が協力し合って子育てにつなげられるよう、養育者としての役割を説明した。

【目標3】

(No.99/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・広報誌内において、男女児童のキャラクターを使用する際は、男女が仲良く取り組んでいる様子や風景を掲載した。また、掲載記事選定に際し、その募集内容が性別を限定していないかを注意した。

(No.102/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・保護者から相談を受けた場合、父親と母親どちらであっても同様の対応をするよう徹底した。児童・生徒からの相談またはカウンセリングを行う際、性別にとらわれる発言（「～らしく」「～だから」）をしないように配慮している。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.127/職員研修/職員課)

- ・男女双方の観点からのセクシャルハラスメント防止のための研修とした。

3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

【目標1】

(No.6/こころと生き方・DV相談（女性相談・男性相談）/男女共同参画推進課)

- ・主に女性からの相談を対象としているが、男性にも土曜日及び夜間に電話による相談枠を設定して、相談しやすい環境を整えている。

(No.16/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談は完全予約制だが、予約の少ない日は当日予約も可能で、2回目以降は、週1回、隔週、不定期、と相談者が都合に応じて自由に決められるよう配慮している。

(No.31／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・特定保健指導は、平日の昼間のみならず、土日祝日や夜間の枠を設けて、利用しやすいようにした。

(No.45／エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施／保健予防課)

- ・北区ホームページや広報誌等を通じて検査日程を周知し、予約不要で検査を行っている。

【目標2】

(No.64／イクじい・イクばあ講座／子育て支援課)

- ・講座開催を平日の夜間にするこゝで、就業率の高い若い祖父母世代が参加しやすいように配慮した。

(No.91／起業家支援事業／産業振興課)

- ・起業家支援セミナーの開始にあたり、開催日、開催時間に配慮した。

【目標3】

(No.96／固定的役割分担にとらわれない保育活動／保育課)

- ・保育のイベントは、男女の区別なく参加できる内容としている。

(No.102／スクールカウンセラー活用事業／教育指導課)

- ・カウンセリングを行う際は、時間設定について、相談者（保護者や祖父母等）と日程を調整したうえで決めた。

(No.104／いじめ相談体制の充実／教育指導課)

- ・相談者本人・ご両親が揃って相談できる時間帯とした。

(No.109／家庭教育学級／生涯学習・スポーツ振興課)

- ・子どもの年齢に即して、テーマや条件設定（曜日・時間帯等）について配慮した。

(No.115／地域防災計画の改定に向けた男女共同参画の推進／防災課)

- ・防災訓練を実施するにあたり、開催時間、曜日について、女性・男性双方が参加しやすいよう配慮するとともに、安全管理にも心を配った。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.133／男女共同参画センター情報コーナーの充実／男女共同参画推進課)

- ・情報コーナーには、女性・男性双方が利用しやすいよう、男女共同参画の視点に基づいたさまざまなテーマの図書や雑誌を揃えている。

4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

【目標1】

(No.5／相談体制の充実と支援（母子・婦人相談の実施）／生活福祉課)

- ・法や制度により対象者が限定されている場合は、その旨明記し、父子家庭の父も利用できる事業・制度等については「ひとり親家庭」と表記している。

(No.15／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)

- ・リーフレットのイラストには男性も女性も登場しており、わかりやすいよう、ふりがな入りで作成した。

(No.16／高齢者虐待防止センター心の相談室／高齢福祉課)

- ・高齢者の家族介護について、女性の役割的なイラストは使用していない。

【目標2】

(No.61／子ども家庭在宅サービス事業（ショートステイ・トワイライトステイ／児童虐待対策担当課)

- ・リーフレットには、性別意識にとらわれないものにし、男女の区別なく利用できるものにした。

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・チラシや配付資料に使用するイラストに性別の偏りが出ないように配慮した。

(No.78/待機児解消のための各保育サービスの充実/保育課)

- ・保育園の入園案内や保護者説明会の資料など、性別にとらわれるような表現はなく、イラストなどは男女双方を描いている。

(No.91/起業家支援事業/産業振興課)

- ・男女ともに参加できるセミナーのチラシ作成をこころがけ、男女両方を描くようにした。

【目標3】

(No.104/いじめ相談体制の充実/教育指導課)

- ・区内小・中学校の児童・生徒に「いじめ相談ミニレター」を配付。分かりやすい表現とイラストで性別にとらわれない表現に配慮した。

(No.109/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・受講生募集チラシ作成にあたって、文言・イラスト等性別にとらわれない表現に配慮した。

(No.110/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示にあたり、ポスターのイラストは男女双方を描いたものを使用している。

5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。

【目標1】

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査では男女別なく一個人に対する対応・接遇に努めた。

【目標2】

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・講座名を「イクじい・イクばあ講座」とすることで、子育ての応援を担うことができるのは女性だけではないことを明確にした。

【目標3】

(No.103/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育指導課)

- ・相談のあった児童・生徒とその家庭に対し、平等に支援を行っている。

(No.109/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ受け入れをした。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.133/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・利用する区民に対しては男女がそれぞれに利用しやすいように、男女共同参画の視点から必要と思われるさまざまな図書や資料を収集・提供し、また利用者への窓口対応を行っている。

6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要があった場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

【目標1】

(No.6/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・DV被害者の女性の心情や状況に配慮して、すべて女性相談員が対応している。

(No.14/児童虐待防止対策の推進/児童虐待対策担当課)

- ・性に起因する問題やそれに類する相談時には、相談者の性別を考慮して同性の職員が対応している。

(No.15/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・性的虐待案件に関しては、被虐待者と同性の職員を担当につけて対応した。

(No.16/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談員に男女の臨床心理士を配置し、相談者が選べるよう体制を整えた。

(No.40/女性の健康支援事業/健康いきがい課)

女性の相談については、女性の医師・保健師・栄養士・歯科衛生士が対応している。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

エイズ検査の問診時には受検者の要望に応じて男女別での対応ができるように職員体制をとっている。

【目標2】

(No.61/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライトステイ)/児童虐待対策担当課)

- ・DVの被害者など申請時に配慮が必要な場合は、同性の職員が対応している。

(No.77/教育相談事業/教育指導課)

- ・女子児童・生徒に関する健康上・身体上の相談の際は、女性相談員が対応するように配慮した。

【目標3】

(No.104/いじめ相談体制の充実/教育指導課)

- ・女子児童、女子生徒に関する健康上、身体上の相談の際は、女性相談員が対応するように配慮した。

(No.109/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・保育付きの講座の際、授乳中の受講生がいる部屋には、男性職員は出入りしないように配慮した。

7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

【目標1】

(No.6/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・主に女性からの相談が中心となっているが、男性からの相談も電話対応で相談を受けている。

(No.16/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談者は女性が多いが、高齢者の介護に関係する区民全般を対象にしているため男性からの相談も受けている。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・男性、女性の区別なくエイズ検査・相談を実施している。

【目標2】

(No.91/起業家支援事業/産業振興課)

- ・男女ともに参加できる起業家支援セミナーを実施した。

【目標3】

(No.94/学校・幼稚園・保育園の教職員等に対する人権研修/教育指導課)

- ・研修参加者の性別に偏りが出ないように、具体的な人権課題を取り入れた研修として実施している。

(No.109/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ、受け入れた。

8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

【目標1】

(No.31/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、年齢、性別等の区分集計をし、評価を行っている。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査の受検者の男女別件数を把握している。

【目標2】

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・参加者アンケートは、男女別のクロス集計も行っている。

(No.65/ファミリーサポート事業/子育て支援課)

- ・講座受講受付簿や会員登録データがある。

9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

【目標1】

(No.16/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・男女を問わず、高齢者の介護に関係する区民全般を対象とし、事業を実施している。

(No.31/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・利用者からの要望があれば、その内容について検討し、可能な限り配慮しているが、今後も委託機関との協議を重ね、性別に配慮した上で事業を実施していく。

(No.38/健康づくり推進店制度/保健予防課)

- ・健康づくり推進店普及サポーターの育成については、男性も参加しやすくなるよう配慮している。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査・相談事業、啓発事業に関して、エイズの病態から男女別の感染にあたっての違いを理解しつつ、性の多様性にも配慮しながら実施している。

【目標2】

(No.91/起業家支援事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーにおいて、男女分け隔てなく発言の機会が持てるよう実施されている。

【目標3】

(No.96/固定的役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・保育園は、子どもを家庭で保育できない場合に、保護者にかわって保育を行う施設であるため、男女にかかわらず、子育て世帯に有益となるサービスを推進している。

(No.110/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・イベント、事業の開催に際し、男女ともに参加できるよう配慮している。

第 3 章

平成26年度

北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

平成26年度男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

平成26年度の苦情等の申出は、0件でした。

参 考 資 料

- 北区男女共同参画審議会による
平成26年度アゼリアプラン進捗評価
- 目標別総合評価推移
- 平成27年度における重点取組
- 東京都北区男女共同参画条例

北区男女共同参画審議会による 平成26年度 アゼリアプラン進捗評価

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個人と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

「あらゆる暴力・暴言の根絶」において、相談体制並びに啓発に対する進捗は評価できる。

「生涯を通じた心と体の健康支援」においては、おおむね充実した取り組みが続けられている。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

「仕事と家庭生活の両立」については、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援内容を検討する必要がある。

「子育てや介護を安心して行うための環境整備」に関しては、充実した取り組みが行われている。

「働く場における男女共同参画の推進」は、支援の内容について工夫の余地がある。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

●総合評価

目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている。

「あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成」に対する進捗は評価できるが、「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」並びに「日常生活における男女共同参画の推進」は、より積極的並びに継続的な取り組みを検討する必要がある。

計画を推進するためのしくみ

●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

「区の推進体制の充実」については、幅広く多くの区民参加が得られる拠点施設としての機能強化の取り組みが必要である。

「区民、関係機関等との連携」は、協力店舗などとの連携について、さらに推進する必要がある。

目標別総合評価推移

目 標		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1	人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる
2	仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	↗ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる
3	男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→ 目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→ 目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→ 目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→ 目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている
	計画を推進するためのしくみ	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→ 目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	↗ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→ 目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる

→ 同評価

↗ 評価アップ

平成27年度における重点取組

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	配偶者暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	被害者の早期発見と総合的な支援等を行うための「配偶者暴力相談支援センター」の機能整備
2	男女の人権侵害防止への取組	人権に関わる意識啓発	人種、信条、性別、社会的身分等による人権侵害がおこらないための意識啓発
3	生涯を通じた心と体の健康支援	心と体の健康の保持	保健師や臨床心理士による、心と体の健康に関する相談体制の充実

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	推進企業の顕彰、融資斡旋や推進費用の補助等。アドバイザー派遣による支援
2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービスの充実	保育施設の拡充や受け入れ児童数の増加
3	働く場における男女共同参画の推進	女性のキャリア・アップ等への支援	女性リーダーとしての役割や起業についての情報提供

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	固定的性別役割分担意識にとられることなく、将来、職業の選択ができるための啓発講座を実施
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	活躍する女性の情報提供	活躍する女性を情報誌などで紹介。女性自身の意識を啓発するため、講演会等を実施
3	日常生活における男女共同参画の推進	男性に対する男女共同参画の意識啓発	男性に対する男女共同参画の意識を啓発するため講座等を実施

計画を推進するためのしくみ

課 題		取 組 み	内 容
1	区の推進体制の充実	幅広い区民参加の促進	男女共同参画推進の拠点施設として、多くの区民が参加できるような事業を実施
2	区民・関係機関等との連携	大学・関係機関・地域団体、NPOなどとの課題解決	大学や各分野における関係機関団体等と連携し、男女共同参画に関する地域課題を解決

東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的と

した、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
- 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
- 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
- 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

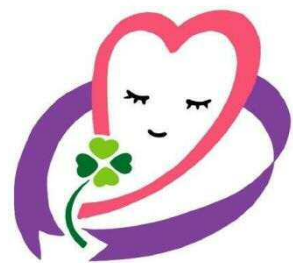
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

北区男女共同参画行動計画 第4次アゼリアプラン
事業実績報告書【平成26年度】

★発行 平成27年11月
北区子ども家庭部男女共同参画推進課
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
03-3913-0161 (ダイヤルイン)

刊行物登録番号
27-1-073



東京都北区
パープルリボンシンボルマーク